

# 防府市タクシー交通系 I C カード確保維持事業費補助金交付要綱

令和 4 年 1 0 月 2 7 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内を運行するタクシーにおいて、交通系 I C カードによるキャッシュレス決済の導入を促進することにより、利用者の利便性の向上を図るため、防府市に事業所又は営業所を置く、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下、「タクシー事業者」という。）に対して、市内を使用の本拠の位置とするタクシー車両（以下、「補助対象車両」という。）への交通系 I C カードの利用可能な決済端末（以下、「補助対象機器」という。）の確保維持に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額等)

第 2 条 この補助金の算定に係る補助対象経費、補助対象事業費、補助対象事業費算出期間、補助金額、補助限度額、補助対象機器の導入期限及び使用期間における交付の条件は、別表に定めるものとする。ただし、国・県等から同様の補助金等を受けている場合は、国・県等の補助金算定で対象となった経費を補助対象事業費から減ずることとする。

2 前項に規定する補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとするタクシー事業者は、防府市タクシー交通系 I C カード確保維持事業費補助金交付申請書（第 1 - 1 号様式及び第 1 - 2 号様式）に関係書類を添えて補助対象機器の導入前に市長に提出しなければならない。ただし、補助対象機器を既に導入済みの場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市タクシー交通系

ＩＣカード確保維持事業費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

２ 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合、必要に応じて、当該補助金の交付について、条件を付すことができる。

（補助金の変更申請）

第５条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、防府市タクシー交通系ＩＣカード確保維持事業費補助金変更交付申請書（第３号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の変更決定）

第６条 市長は、前条の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、補助金の交付の変更を決定し、防府市タクシー交通系ＩＣカード確保維持事業費補助金変更交付決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条 補助事業者は、補助対象機器の導入が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して３０日以内又は令和６年３月３１日のいずれか早い日までに、防府市タクシー交通系ＩＣカード確保維持事業費補助金実績報告書（第５号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第３条の交付申請において、交通系ＩＣカード決済端末を既に導入済み場合は、交付申請時の添付書類により報告書に代えることができる。

（補助金の確定）

第８条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、防府市タクシー交通系ＩＣカード確保維持事業費補助金確定通知書（第６号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない

2 市長は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定若しくは交付を受けた補助事業者に対し補助事業に関する報告を求め、又は帳簿その他の関係書類を検査し、必要な指示を行うことができる。

(補助金の交付の取消等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の通知の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の通知の際に付した条件の期間を経過したものについては、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月27日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

項目	内容				
補助対象経費	補助対象車両における補助対象機器（全国相互利用可能なものに限る。）の確保維持に要した経費				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 477 847 607">初回経費</td> <td data-bbox="847 477 1359 607">機器本体及び附属品の購入費、初回登録料、機器設置・固定等に係る備品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 607 847 736">維持経費 (ひと月あたり)</td> <td data-bbox="847 607 1359 736">機器本体及び附属品のリース・レンタル料、システム利用料（固定費に限る）、通信料</td> </tr> </table>	初回経費	機器本体及び附属品の購入費、初回登録料、機器設置・固定等に係る備品	維持経費 (ひと月あたり)	機器本体及び附属品のリース・レンタル料、システム利用料（固定費に限る）、通信料
	初回経費	機器本体及び附属品の購入費、初回登録料、機器設置・固定等に係る備品			
維持経費 (ひと月あたり)	機器本体及び附属品のリース・レンタル料、システム利用料（固定費に限る）、通信料				
決済手数料、支払に係る振込手数料、任意加入による保証サービス料等は除くものとし、車両1台に対し交通系ICカード決済端末1台とする。					
補助対象事業費	補助対象経費のうち初回経費及び維持経費に補助対象事業費算出期間を乗じた額の合計額				
補助対象事業費算出期間	交通系ICカード決済端末の使用期間（月数）とする。なお、使用期間は端末の導入予定月から最大5年分まで可とし、既に端末を導入済みの場合は、交付申請月から最大5年分まで可とする。				
補助金額	補助対象事業費の2分の1（千円未満切捨て）				
補助限度額	補助対象車両1台あたり10万円				
補助対象機器の導入期限	令和6年3月31日				
使用期間における交付の条件	<p>(1) 購入により新規に導入する場合 導入から5年以上</p> <p>(2) リース・レンタルで導入又は交付申請時点において既に導入済みの場合 補助対象事業費算出期間で設定した期間以上</p>				

(宛先) 防府市長

申請者の所在地  
申請者の名称  
代表者の氏名 印

(署名または記名・押印。※法人は社名及び代表者名)

防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付申請書

防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。また、下記の誓約事項について誓約します。

記

1 補助金の交付申請額 金 円

2 確認事項 (該当する欄に○を付けてください)

	交通系ICカード決済端末を新規に導入する。
	交付申請時点において交通系ICカード決済端末を既に導入済み。

3 誓約事項

- (1) 市から、検査・報告の求めがあった場合はこれに応じます。
- (2) 交通系ICカード決済端末については、防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付要綱第4条に基づく交付決定時の条件を遵守します。
- (3) 申請内容と相違がある事実が発覚した場合は、防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付要綱第11条に基づき補助金の返還命令を受けたときはこれに応じます。

4 添付書類

- (1) 補助対象経費算出表
- (2) 補助対象車両の車検証の写し
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (4) 新規導入の場合は、見積書・申込書等の写し。既に導入済みの場合は、契約書・請求書・領収書・納品書等の写し。
- (5) 機器の写真 (既に導入済みの場合)

第1-2号様式(第3条関係)

補助対象経費算出表

(単位：円)

交通系ICカード決済端末 (導入予定又は導入済みのもの)		補助対象経費		補助対象事業費算出期間 (月数)	国・県等の補助対象経費 (※補助対象事業費算出期間に係るものに限る)	補助対象事業費 (E=A+B×C-D)	補助金額 (上限10万円)  (F=E×1/2 ※千円未満切捨て)
品目(規格又は型式)	製造番号等機器が判別できるもの (※既に導入済の機器について記入)	【初回経費】 購入費、初回登録料等、機器設置・固定等に係る備品 (税抜) (A)	【月額経費】 リース料、レンタル料、システム利用料、通信料等(税抜) (B)				
合計							

第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

印

防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金について、防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 交付の条件



第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で決定のあった防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金について、その内容等について変更したいので、防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記により申請します。

記

1 変更の事項及び内容

2 添付書類

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

印

防府市タクシー交通系 I C カード確保維持事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった防府市タクシー交通系 I C カード確保維持事業費補助金について、防府市タクシー交通系 I C カード確保維持事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

変更後の補助金の交付決定額 金

円

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金について、事業が完了したので、防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の完了年月日 年 月 日

2 添付書類

第 6 号様式（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

印

防府市タクシー交通系 I C カード確保維持事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市タクシー交通系 I C カード確保維持事業費補助金について、防府市タクシー交通系 I C カード確保維持事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者の所在地  
申請者の名称  
代表者の氏名

防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で〔 交付決定  
変更交付決定 〕を受けた  
防府市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金について、防府市タク  
シー交通系ICカード確保維持事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、  
下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫	支店 支所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号		
口座名義人 (カカで記入)		